

豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施

(現行計画 令和4年12月9日閣議決定)

豪雪地帯対策基本計画

交通・通信等の確保

積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。

- 道路交通の確保 (国土交通省 警察庁)
- 鉄道・軌道交通の確保 (国土交通省)
- 船舶・航空機による交通の確保 (国土交通省 海上保安庁)
- バスによる交通の確保 (国土交通省)
- 通信及び情報の確保 (総務省)
- 電力の確保 (経済産業省)

農林業等地域産業の振興

雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。

- 農業の振興等 (農林水産省)
- 林業の振興 (林野庁)
- 水産業の振興 (水産庁)
- 工業等の振興 (経済産業省)
- 商業・サービス等の振興 (経済産業省 国土交通省 観光庁)
- 雇用対策の推進 (厚生労働省)

生活環境施設等の整備

雪に強く、安全・安心で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。また、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策を促進する。

- 教育環境の向上 (文部科学省 国土交通省)
- 保健衛生施設の整備 (厚生労働省 国土交通省 環境省)
- 医療体制の強化 (厚生労働省)
- 介護・福祉サービス供給体制の整備等 (厚生労働省 国土交通省)
- 居住施設等の整備 (内閣府・総務省・経済産業省 国土交通省・環境省・気象庁)
- 消防防災施設等の整備 (内閣府 総務省)

国土保全施設の整備及び環境保全

雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。

- 治山 (林野庁 国土交通省)
- 治水 (国土交通省)
- 農用地等の防災の強化 (農林水産省)
- 避難体制の確立及び災害復旧対策の強化 (総務省 国土交通省)
- 環境の保全 (環境省)

除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備

人口減少、高齢化の進展による地域における除排雪の担い手不足の深刻化への対策を強化するため、除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備の促進に努める。

- 冬期交通確保のための除排雪事業者の確保 (総務省 国土交通省)
- 共助除排雪体制の整備 (国土交通省)

親雪及び利雪による個性豊かな地域づくり

親雪及び利雪の観点から、豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした個性豊かな地域づくりに関する取組の促進に努める。

- 親雪を通じた文化育成及び交流推進 (文部科学省 国土交通省)
- 利雪を通じた地域の振興 (農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省)

雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化

豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

- 調査研究 (内閣府 文部科学省 国土交通省)
- 気象業務 (気象庁 気象庁)

注) () 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。